

## 野迫川村林業従事者物品等購入補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、森林の適正管理を担う村内における林業従事者が安全に作業できる環境を整え、林業従事者の担い手育成を目的として予算の範囲内において、野迫川村林業従事者物品等購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

林業従事者とは、林業労働者の確保の促進に関する法律（平成8年5月24日法第45号）に基づき奈良県知事に認定された村内の認定林業事業体及び森林組合に雇用されている林業作業を行う従事者及び村内に本店のある森林整備競争入札参加資格を有する事業者と雇用関係にある従事者、または村が負担する特殊健康診断を受診している従事者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、第2条に規定する村内の林業労働に従事し村内に住所を有する林業従事者とする。他の補助金の交付を受けている者は対象にはならないものとする。

### (補助金の交付期間及び補助率)

第4条 補助金の交付期間は、初年度は10月1日から翌年3月31日までとし、以降は年度毎に4月1日から翌年3月31日までとする。なお、補助金の交付は期間中1回のみとする。

2 補助率は、別表のとおり定める。

### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請を受けようとするものは、野迫川村林業従事者物品等購入補助金交付金申請書に次に掲げる書類を添えて村長に申請をしなければならない。

- (1) 野迫川村林業従事者物品等購入補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 物品等の購入見積書
- (3) チェンソー作業従事者特別教育修了証書の写し
- (4) 刈払機取扱安全衛生教育修了証の写し
- (5) 事業者と雇用関係を証明する書類等の写し

(補助金の決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 村長は、補助金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するため必要があるときは、指示又は条件を付することができる。

(交付の通知)

第7条 村長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対して速やかにその決定内容及び指示又は条件を付した林業従事者物品等購入補助金交付決定通知書(様式第2号)により、通知する。

(補助金の交付時期及び方法)

第8条 補助金の交付時期は、物品の購入を完了したときとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、林業従事者物品等購入補助金交付請求書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第9条 村長は、物品購入者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。
- (3) 転売をしたとき。
- (4) 交付後、3年以内に離職した場合

(補助金の返還)

第10条 村長は、前条の規定により交付決定した補助金の全部又は、一部を取消した場合において、取消した交付決定に基づく補助金が既に物品等購入者に交付されているときは、交付決定を取り消された補助金の期限を定めて返還を命じるものとする。

(補助金の取消通知、返還命令)

第11条 村長は、第9条の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消しにより、前条の規定による補助金の返還を命じるときは、野迫川村林業従事者物品等購入補助金返還請求書(様式第4号)により行う。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

様式第1号（第5条）

野迫川村林業従事者物品等購入補助金交付申請書

年 月 日

野迫川村長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

㊟

野迫川村林業従事者物品等購入補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額 金 円

関係書類

- (1) 物品等購入見積書
- (2) チェンソー作業従事者特別教育修了証書の写し
- (3) 刈払機取扱安全衛生教育修了証の写し
- (4) 事業者と雇用関係を証明する書類等の写し

様式第2号（第7条）

野迫川村林業従事者物品等購入補助金交付決定通知書

指令第 号  
年 月 日

（申請者）

住所

氏名 様

野迫川村長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、通知します。

補助金交付決定額 円

交付の条件等

※ 補助金の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受領した日から起算して30日以内に文書での取り下げをすることができます。

様式第3号（第8条）

野迫川村林業従事者物品等購入補助金交付請求書

年 月 日

野迫川村長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

印

このことについて、野迫川村林業従事者物品等購入補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

補助金交付請求額 金 円

関係書類

(1) 物品購入領収書の写し

様式第4号（第11条）

第 号  
年 月 日

野迫川村林業従事者物品等購入補助金返還請求書

様

野迫川村長

野迫川村林業従事者物品等購入補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金の返還を請求します。

記

- 1 返還請求額 円  
(内訳)
- 2 返還理由
- 3 返還期限 年 月 日まで
- 4 返還方法